平成２３年（フ）第１９９７号
さいたま市北区宮原町３丁目502番地　カツミ荘５号、旧住所東京都新宿区三栄町27番地２　サンエイベルヒロ308
債務者　迫田　雅史
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６４号
千葉県富津市下飯野1532番地
債務者　平野葉哉人
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１６６号
千葉県君津市人見３丁目11番48号　105
債務者　岡村　知昭
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１６７号
千葉県君津市人見３丁目11番48号　105
債務者　岡村　佳代
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２５号
三重県伊勢市宇治浦田１丁目19番10号
債務者　植木　一夫
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１２６号
三重県志摩市志摩町片田1011番地１
債務者　武田　利成
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１８８１号
さいたま市中央区本町東３丁目４番８号　ジュネス与野206号
債務者　細川　聖一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第６７号
北海道根室市弁天町１丁目94番地
債務者　甲谷　千秋
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第７０６号
川崎市麻生区王禅寺西７丁目17番25号　リバーサイドモリ103
債務者　力田　浩介
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３６号
川崎市高津区久地４丁目14番15号　コーポ中村201
債務者　岡　　敬浩
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７４０号
川崎市麻生区高石２丁目45番14号　ヒルクレスト103
債務者　松森　一高
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５１号
川崎市宮前区菅生４丁目14番21号　ビレッジコンフォート206
債務者　五町　弘志
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７５８号
川崎市宮前区平４丁目11番７―205号
債務者　寺本　麗香
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６２号
川崎市川崎区田島町16番８号　板東荘102
債務者　池田　　昇
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３０２１号
神奈川県藤沢市湘南台５丁目26番地の18　ヴェルメゾン湘南101号
債務者　野村ホセこと　ムニョス　ノムラ　ホセ　ニコラス（MUNOZ　NOMURA　JOSE　NICOLAS）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６号
静岡県富士宮市舟久保町28番地の１　市営粟倉住宅Ｂ棟14号、前住所静岡県富士宮市万野原新田3049番地の１　ハイランドモチヅキＢ202
債務者　望月　隆徳（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前10時
静岡地方裁判所富士支部